

人間ドック受診料を助成します

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868
高齢介護担当 ☎ 991-1884

松伏町国民健康保険の被保険者の方

■要件/次の要件にすべて該当する方

- ▶ 受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方で、受診日に35歳以上の方
- ▶ 国民健康保険税を完納されている方
- ▶ 人間ドックの助成を受ける年度に特定健康診査を受診していない方及び受診する予定のない方

■定員/150名(申込み順)

■助成額など

【指定医療機関(埼玉あすか松伏病院又は埼玉筑波病院)】 自己負担額 15,000円で受診できます。(要事前予約)

【指定医療機関以外】 検診料の全額を医療機関にお支払いいただき、受診項目を確認した上で受診後に助成金(最高21,000円まで)を補助します。

■申請

【人間ドック受診前】 国保年金担当の窓口でお申込みください。

※受診後の申請は受け付けできません。必ず、人間ドック受診前に申請してください。

【人間ドック受診後】 受診後1か月以内に、①国民健康保険証、②人間ドック検診結果表(写)、③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当年金へ申請してください。

■注意事項/人間ドックの助成を受けることと特定健診の受診は、同一年度にはできません。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

■要件/次の要件にすべて該当する方

- ▶ 松伏町に住民票がある方、又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用の人)
- ▶ 後期高齢者医療保険料を完納されている方
- ▶ 後期高齢者健康診査(集団健診)を受診する予定のない方

■定員/25名(申込み順)

■助成額/人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき1年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や、他の制度により助成を受けている場合には助成を受けることができません。

■申請

【人間ドック受診前】 高齢介護担当の窓口でお申し込みください。

【人間ドック受診後】 受診後1か月以内に、①印鑑、②後期高齢者医療保険証、③人間ドック結果表、④領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、⑤預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、高齢介護担当へ申請してください。

社会保険の被保険者の方

ご加入の健康保険へお問合せください。

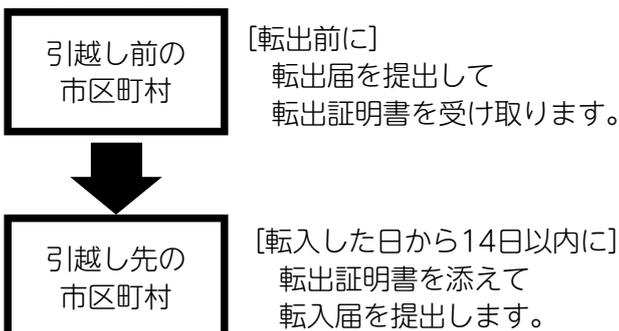
引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

入学・就職・転勤等による引越しで住所を異動される方は、市区町村窓口での住民票の異動届(転出届・転入届・転居届など)とマイナンバーの「通知カード」、「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」の住所変更の届出を行ってください。

住民票の住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。また、町民の皆さんに送付しているマイナンバーの「通知カード」や本人確認書類となる「マイナンバーカード」の住所は最新のものにする必要があります。

■他の市区町村に転出・転入される場合



■同一の市区町村内で転居される場合

